

はじめに

平成30年6月28日から7月8日にかけて、西日本を中心に全国的に広い範囲で断続的な大雨が降り続き、各地で記録的な集中豪雨となった「平成30年7月豪雨（西日本豪雨）」では、本県を含む11府県で大雨特別警報が発表され、土砂崩れや河川の氾濫が多発し、多数の死者・行方不明者が出た、平成最悪の豪雨災害（被害）となりました。

閣議決定により「激甚災害」及び「特定非常災害」に指定され、本県においては、宇和島市・大洲市・西予市・今治市・松野町・鬼北町・八幡浜市（適用順）の5市2町に災害救助法が適用され、愛媛県の発表（平成31年4月1日現在）によると、人的被害状況は、死者32人（直接死・関連死）、安否不明者1人、重傷者35人、住宅被害状況は、全壊627軒、半壊3,116軒、床上浸水190軒、床下浸水2,575軒にのぼりました。改めて、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げるとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

わが国では地震・台風・水害等の大規模災害が毎年のように発生しており、災害からの復旧・復興には自助・公助だけでは限界があります。「ボランティア元年」と呼ばれた阪神・淡路大震災以降、多くのボランティアが活動し、被災地のために尽力するという文化が、徐々に浸透してきたように感じます。

本県においても、平成30年7月豪雨災害の際には、今治市・宇和島市・大洲市・西予市・上島町・松野町・鬼北町の7市町では災害ボランティアセンターを設置して、また、松山市・八幡浜市・砥部町・愛南町の4市町では通常のボランティアセンター機能を活用し、支援を必要とする被災住民とボランティアをつなぎ、復旧・復興を支援する取り組みが行われました。いずれのボランティアセンターも運営の中核を担ったのは社協でした。

災害ボランティアセンターは社協が運営すべきものと法令等に定められているわけではありませんが、社協は地域福祉の推進を使命としており、その性格上、災害ボランティアセンター運営の中核となることが期待されています。

本会では、市町災害ボランティアセンターの運営等に活用するための参考資料として、「災害ボランティア活動支援の手引き」を平成18年に発行しましたが、発行からの年数経過及び感染症の流行等を受け、このたび改訂を行い、『市町災害ボランティアセンター運営ガイドライン』として、新たに発行しました。

本書には、社協が災害ボランティアセンターに関わる意義とその役割をはじめ、市町において災害ボランティアセンターを設置・運営するためのポイントや平常時からの備え等について記しています。

災害ボランティアセンターに関するマニュアルを作成されていない社協では、そのたたき台として、作成済みの社協では、見直しの際の参考資料としてご活用いただき、各地域の状況に合ったマニュアルを作成いただけることを期待しています。

阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災、熊本地震、平成30年7月豪雨災害など、大規模災害が頻発し、「災害の時代」と呼ばれた平成も過ぎ去り、「令和」の時代を迎えました。

天災を免れることはできないとしても、私たちはいざという時の「減災」に向け、備えることが肝要です。本書が各社協において、新しい時代における「備え」にお役立ていただけますと幸いです。

令和2年11月